# 死後の手続き（直後の手続き）

【公共料金等手続きが必要なもの】

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅費 | □契約名義が自分ではない　　　□自己所有なので支払いはない |
| 大家・管理会社：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　家賃： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| 電気代 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| 水道代 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| ガス代 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| 固定電話 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| 携帯電話 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| インターネット | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| NHK | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　連絡先：　　　　　　　お客様番号： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　□クレジット |
| 引き落とし口座又はクレジット番号： |
| ケーブルTV・衛星放送 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　　お客様番号： |
| 引き落とし口座： |
| 新聞代 | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　　お客様番号： |
| 引き落とし口座： |
|  | □契約名義が自分ではない |
| 手続き窓口：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 支払方法：□現金　　□口座引き落とし　　　お客様番号： |
| 引き落とし口座： |
| クレジットカード | カード会社：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| カード番号：　　　　　　　　　　　　　　　決済日： |
| 支払方法： |
| クレジットカード | カード会社：　　　　　　　　　　　　　　　連絡先： |
| カード番号：　　　　　　　　　　　　　　　決済日： |
| 支払方法： |
| 生命保険 | 保険会社：　　　　　　　　　　　商品名称： |
| 証券番号：　　　　　　　　　　　保管場所： |
| 担当者名：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 生命保険 | 保険会社：　　　　　　　　　　　商品名称： |
| 証券番号：　　　　　　　　　　　保管場所： |
| 担当者名：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| その他保険 | 保険会社：　　　　　　　　　　　商品名称： |
| 証券番号：　　　　　　　　　　　保管場所： |
| 担当者名：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| その他保険 | 保険会社：　　　　　　　　　　　商品名称： |
| 証券番号：　　　　　　　　　　　保管場所： |
| 担当者名：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 習い事等退会手続 | 会の名称：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 会員番号：　　　　　　　　　　　会費・支払方法： |
| 習い事等退会手続 | 会の名称：　　　　　　　　　　　連絡先： |
| 会員番号：　　　　　　　　　　　会費・支払方法： |

**健康保険証等の返還**

健康保険には、自営業や働いていない人が加入する国民健康保険やサラリーマンが加入する健康保険・共済、７５歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度があります。死亡すると資格を失いますのでそれぞれ保険証等の返還が必要です。保険証等の保管場所を書き出しておきましょう。

また、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している場合は、葬儀を行った人に対して葬祭費を支給しています。健康保険・共済に加入している場合は、埋葬費や家族埋葬料が支給されます。請求を行わないと支払いされませんので保険証の手続きと同時に行いましょう。※葬祭費や埋葬費の請求手続きには、領収書や明細書の提出が必要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国民健康保険 | 健康保険・共済 |
| 葬祭費 | 埋葬料 | 埋葬費 | 家族埋葬料 |
| 受給者 | 葬祭をおこなった人 | 故人に生計を維持されていた人 | 実際に埋葬を行った人 | 被保険者※扶養家族が亡くなった場合 |
| 支給額 | 5万円 | 5万円 | ５万円以内で埋葬に要した実費 | ５万円 |
| 請求先 | 市役所※１４日以内 | 健康保険組合など※埋葬料・埋葬費・家族埋葬料は健康保険の種類によって内容が異なります。詳しくは加入されている健康保険組合に問い合わせてください。 |

**市役所の手続き窓口（平成２７年９月末日現在）**

|  |  |
| --- | --- |
| 届出の種類 | 担当課 |
| 死亡届 | 市民課 |
| 戸籍謄本・死亡診断書証明 | 市民課 |
| 国民健康保険 | 国民健康保険課　 |
| 後期高齢者医療制度 | 医療年金課　後期高齢者係 |
| 年金の相談 | 医療年金課　年金係 |
| 印鑑証明証 | 市民課 |
| 住民基本台帳カード | 市民課 |
| ペットの登録変更 | 環境政策監 |
| 水道の名義変更 | 上下水道部　お客様窓口課 |

【年金受給権者死亡届】

公的年金を受給中だった人は、年金を止めるための届出が必要です。

届出には戸籍謄本など死亡を証明する書類が必要です。

届出期限・・・死亡から１０日以内

【未支給年金の請求】

まだ受け取っていない年金や亡くなった月分までの年金は未支給年金として生計を同じくしていた遺族が受け取れます。

請求手続きには、請求者と故人の関係を証明するために住民票の写しや、振込先の金融機関の通帳などが必要です。

届出期限・・・年金受給権者死亡届と同時

【加給年金対象者不該当届】

厚生年金を受け取っている人で、加算対象になっている配偶者や子が亡くなった場合は、届出する必要があります。

届出期限・・・死亡から１０日以内

【遺族年金・遺族厚生年金の請求】

国民年金や厚生年金に加入している人が亡くなった場合、故人と生計を同じくする配偶者や１８歳未満の子に遺族年金が支給される場合があります。

届出期限・・・死亡から５年で時効

【死亡一時金・寡婦年金の請求】

国民年金を一定期間納めた方が亡くなった場合、死亡一時金・寡婦年金が支給される場合があります。

届出期限・・・死亡一時金は死亡から２年で時効、寡婦年金は死亡から５年で時効